

福井市監査告示第15号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定並びに福井市監査基準に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年5月26日

福井市監査委員	谷川	秀男
福井市監査委員	滝波	秀樹
福井市監査委員	伊藤	洋一
福井市監査委員	水島	秀晃

1 監査の種類

財政援助団体等監査（確認監査）

2 監査対象

平成30年度財政援助団体等監査における指摘事項等に係る事務

(1) そばまつり in みやま開催事業補助金

交付団体：そばまつり実行委員会

所管課：商工労働部 商工振興課

(2) 歴史のみえるまちづくり協会助成事業補助金

交付団体：公益財団法人 歴史のみえるまちづくり協会

所管課：商工労働部 観光文化局 文化振興課

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 所管課関係

補助事業の実施状況を把握し、団体に対する指導、監督が適正に行われているか。

(2) 団体関係

ア 収支手続及び事務手続が適正に執行され、その確認体制は確立されているか。

イ 補助事業が計画に従って実施され、成果を上げているか。

4 監査の実施内容

平成30年度に実施した財政援助団体等監査において指摘した事項等に関し、適正に対処し、事務の改善がなされているかについて、関係書類の審査及び担当者からの説明聴取を実施した。

5 監査実施期間

令和2年3月26日から同年5月22日まで

6 監査結果

監査の対象とした事務については、法令に適合し、正確に行われ、おおむね適正に執行されていると認めた。